

平成 22 年度 事業報告

自 平成 22 年 7 月 1 日

至 平成 23 年 6 月 30 日

I. 総括

1. 公嘱協会をとりまく情勢

3月11日東北関東沿岸を中心とした M9.0の大地震が発生し数多くの方が尊い命を落とされました。謹んでお悔やみ申し上げます。

また、被災者の皆様に対しては心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興とご健康をお祈り申し上げます。

さて、この1年を振り返ると日本の景気は好転する兆しを見せていましたが、東日本大震災の影響で今後さらに悪化すると思われます。

政治的な側面では、鳩山政権から菅政権へ移行し7月の参議院選挙において与党民主党は敗北し、参議院においては与野党の勢力図が逆転しねじれ国会となったことにより、公共事業については益々先の読めない状況に有ります。

このように、精神的または経済的な面では明るさの見えない年でしたが、公嘱協会としては昨年度基本方針である「公嘱協会の公益性」「公嘱協会の存在意義」を改めて問い直す年になったと思われます。

公嘱協会も社員全員一丸となって「がんばれ日本」を合言葉に、公嘱協会が果たすべき「民」の立場としての公益活動の役割がますます重要になってきたと考えます。

2. 公益法人改革をめぐる動向

平成25年11月までに特例社団法人の新法人への移行期間も残すところ2年あまりとなりました。全国的な流れとしては沖縄協会を先頭に複数の公嘱協会が公益法人への移行申請を行いましたが、今年3月に沖縄協会が不認定を受けて、公嘱協会が考えている「公益」と法が予定する「公益」とのギャップが改めて浮彫りになりました。

「公益」に該当するには、①その活動が「求められているか」と②受益の機会が「開かれているか」という2点がポイントです。自分や自分たちがしたことを求められるニーズに答えてこそ共感する人が集まり労力や資金などを提供する人たちの輪が広がるのです。

公嘱協会としての存在理由が問われた年だと言えます。

3. 平成22年度における諸業務の実施状況

①業務改革の実施

新業務管理システム構築により、土地家屋調査士の専門的能力を結合して安定した高品質な業務水準を維持し、より適正で迅速な表示に関する登記業務の実施を行いました。

特に、業務受注から完了報告に至るまでの協会としての管理体制において著しい進化があったと言えます。

②「地図作り」業務の推進

公嘱協会の行う公共的事業としての「地図作り」については、大分地方法務局が実施しています大分、別府での法第 14 条地図作成作業に積極的に参加し公嘱協会全体の力で適正・迅速に実施しました。

残念な事に、今年も予定していた臼杵市の地籍調査事業は不落札に終わり中断してしまいました。この件については、今後の公嘱協会が果たす地籍調査事業での役割は何かを再考するきっかけとなりました。

③相談事業及び講座・セミナー等の実施

公益的な組織としての公嘱協会にとって相談事業は重要な意義を持つものとして実施致しました。官公署等へは開かれた協会をアピールすることを目的に、各担当者へ「事前相談簿」の配布、国民への対応についてはこれまでに行われてきた社員の研修会を一般に開かれた形で、講師に元東京法務局長 寶金敏明氏を迎え境界問題について「公開セミナー」を行いました。

II.各部の業務報告

1. 総務部

- a. 公益移行認定申請については、大分県との事前相談の上で、内容的には申請を行える段階まで準備を進めた。しかしながら、沖縄協会に対する不認定を受けて、公益移行認定申請の方針そのものを再検討する必要があることから、移行認定の申請準備は留保することとした。
- b. 支所廃止の組織改革を、昨年総会での決議を踏まえて実施し、地区委員を中心とした地区活動へと移行した。なお、支所の廃止を受けて、協会の諸規則の中に「支所」に関する規定があることから、それらへの対応を行う必要があり、今後の課題である。当面は諸規則中に「支所」として表示されている部分については、「地区」として読み替えて執行するものとした。
- c. 相談活動については、官公署に対する境界相談活動の案内を行い、またホームページ上で官公署・一般市民への相談活動の告知を行った。実績として、数件の相談があり、対応した。また、調査士会の無料相談会に協賛した。

- d. 本年6月3日に、講師として寶金敏明元東京法務局長を招いて「境界問題公開セミナー」を開催し、165名(官公署職員 78 名、一般市民 11 名、調査士会会員 1 名、社員 75 名)の参加を得た。
- e. 協会の業務に関する連絡をインターネット・メールによって行うことを中心とする態勢を確立し、事務局機能をそれに対応するものとした。
- f. 関係諸機関との情報交換として、本年2月8日に調査士会との連絡協議会を開催した。

2. 経理部

- a. 新々公益法人会計基準に基づく会計処理規則の適正な運用
現行会計処理規則の適正処理に努めながら、新々公益会計基準に移行した会計処理を実施した。
- b. 予算の効率的な実施
予算執行については、常に注意をし、効率的な執行を心掛けた。
- c. 会費納付期限の厳守
会費納入については社員各位の協力により、ほぼ予定どおり納入された。
- d. 公益法人移行に向けた経理処理の構築
新々公益法人会計に移行後、公益社団法人移行への組織体制や業務体系と連動してより充実した経理処理の構築を検討した。

3. 業務部

- a. 公益法人認定対策に於ける規則、要領の改定・制定
 - ① 昨年の総会での決議を踏まえて業務処理規則の再検討を行い、改定案を理事会にて承認、本総会へ提出した。
 - ② 平成22年8月28日業務管理実施要領の制定並びに、実態に則した要領にするため再検討し地区委員会議・理事会にて協議・承認され平成 23 年 2 月 10 日一部改訂した。
- b. 協会としての組織運営及び業務体系の確立について
 - ① 業務管理委員会を開催し、地図作成作業の管理等業務体制について協議検討した。
 - ② 総合的業務管理者研修を実施し、現状把握と問題点の分析を行なった。
 - ③ 確認責任者会議を電子媒体によるアンケート形式にて実施し、質疑等に回答した。

- ④業務処理規則に基づいた各種役務の選任及び業務の実施指導について、新業務管理システム改訂版(記載例集)を配付し、業務実施・管理体制を画一化した。
- ⑤社員研修の実施について、今年度は別紙会務報告に記載のとおり3回実施した。

c. 新業務管理システムの構築と運用の徹底

- ①業務実施計画・中間検査・完了検査等の助言及び指導
- ②業務実施者が行うチェック及び業務管理者が行うレビューによる業務品質の確保
 - *業務管理者の報告による実態を基に業務管理実施要領の再検討を行い、新業務管理システム改訂版を作成配付して全社員に対し業務処理の手順の徹底を啓発し、業務管理者にて、業務実施者へ助言・指導を行なった。

d. 大規模事業の処理を通じての地域貢献

- ①不動産登記法第14条地図作成事業・・・大分地区・別府地区にて行われた。
- ②地籍調査事業・・・今年度も臼杵地区にて行われたが、新規再受託には至らなかった。
- ③路線型未登記道路処理事業・・・大分地区において受託した。

その他

単価未契約官公署に訪問し、協会の設立主旨及び業務体制等説明の上、別府市との単価契約締結に理解が得られ、平成23年度も単価契約が行えた。